

美浦村子どもを守る１１０番の家設置要綱

（目的）

第１条 この要綱は、小学生をはじめ子どもたち（以下「児童等」という。）が登下校途中又は外出中に犯罪等の危難に遭遇した場合に、直ちに避難することができる「子どもを守る１１０番の家（以下「１１０番の家」という。）を設置することにより、学校、保護者及び地域住民が連携し、地域ぐるみで児童等の被害の未然防止を図ることを目的とする。

（選定）

第２条 教育長は、通学路沿いの家庭等（商店及び事業所等を含む。）で協力が得られるものを１１０番の家に選定するものとする。この場合においては、学校長、ＰＴＡ及び商工会等各種団体の協力を求めるものとする。

２ １１０番の家の登録を承諾するものは、教育長に、子どもを守る１１０番の家登録承諾書（様式第１号。以下「登録承諾書」という。）を提出しなければならない。

３ 教育長は、第１項の規定により１１０番の家を選定するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

（１）原則として通学路に面している場所であること。

（２）児童等が避難しやすい場所であること。

（指定）

第３条 教育長は、前条の規定により選定したもの（以下「受託者」という。）から、１１０番の家を指定するものとする。

２ 教育長は、登録承諾書を提出したもののうち、不適当と認めたものは指定しないこととし、理由を付してその旨を通知しなければならない。

（任期及び指定の解除）

第４条 受託者の任期は３年とする。ただし、受託者から次項に基づく指定の解除の申出がない場合、又は第４項に基づく指定の解除がない場合は、再任とする。

２ 受託者は、指定の解除の申出（以下「申出」という。）をすることができる。この場合において、教育長は、受託者から申出があったときは、１１０番の家の指定を解除するものとする。

３ 申出をする受託者は、教育長に、子どもを守る１１０番の家指定解除届（様式第２号）を提出しなければならない。

４ 第２項に掲げるもののほか、教育長は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定の解除をすることができる。

- (1) 110番の家が、適切に管理されていない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が110番の家として不適当であると認めた場合

5 教育長は、前項の規定に基づいて受託者の指定の解除をした場合、当該受託者に理由を付してその旨を通知しなければならない。

(表示板の掲出)

第5条 教育長は、受託者にこどもを守る110番の家表示板（以下「表示板」という。）を提供し、受託者は表示板を児童等が外から容易に確認できる場所に掲出しなければならない。

2 110番の家の指定を解除されたものは、表示板を撤去し、適切に処分しなければならない。

(保護活動)

第6条 受託者（家族等を含む。）は、児童等から保護を求められたときは、こどもを守る110番の家対応マニュアル（様式第3号）により、直ちに保護するとともに、警察署、学校及び家庭に通報するものとする。

2 学校長は、前項の規定により通報を受けたときは、当該児童等の家庭に連絡するとともに、速やかに教育長に報告するものとする。

(指導及び訓練)

第7条 学校長は、児童等に対して犯罪等に遭遇した場合の心構え及び110番の家の位置及び利用方法について指導し、必要に応じて訓練するものとする。

(名簿の管理)

第8条 教育長は、こどもを守る110番の家名簿（様式第4号。以下「名簿」という。）を適切に管理し、受託者の登録の内容に変更が生じた場合は、速やかにこれを変更しなければならない。

2 受託者は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに教育長に報告するものとする。

3 教育長は、次の団体がこどもを守る110番の家名簿提供依頼書（様式第5号。以下「名簿提供依頼書」という。）を提出した場合において、必要と認めるときは名簿の写し（関係する通学区域に係る部分に限る。）を提供することができる。

- (1) 小学校
- (2) 稲敷警察署
- (3) 美浦村PTA連絡協議会
- (4) 美浦村社会福祉協議会
- (5) 美浦村区長会

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が110番の家の目的に資すると認める団体

4 名簿の写しの提供を受ける団体は、名簿の写しを適正に管理し、保管する者（以下「名簿管理者」という。）を指定しなければならない。

5 名簿管理者は、提供された名簿の写しについて次の事項を遵守しなければならない。

(1) 110番の家の活動目的以外に利用し、又は公開しないこと。

(2) 他の団体等に名簿の写しを提供し、又は必要以上の複写を行わないこと。

(3) 名簿の写し及びその複写物は適切に管理し、所在を明らかにすること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育長の指示に従うこと。

6 教育長は、名簿に変更が生じた場合は、速やかに名簿管理者へ報告し、変更を指示しなければならない。

7 名簿管理者は、教育長から名簿の変更の指示を受けた場合は、速やかに名簿の写し及びその複写物の内容を変更しなければならない。

8 名簿管理者は、名簿の写しが不要となった場合は、その複写物を含めて速やかに教育長へ返却しなければならない。

(報償等)

第9条 110番の家に係る活動は、全て無償とする。

(庶務)

第10条 110番の家に関する庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月6日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

こどもを守る 1 1 0 番の家登録承諾書

美浦村教育委員会教育長 様

年 月 日

私は、こどもを守る 1 1 0 番の家の趣旨に賛同し、こどもを守る 1 1 0 番の家として登録を申込みます。また、登録後の個人情報の利用について同意します。

所在地	美浦村
事業所名・屋号	
ふりがな 氏 名	
電話番号	
電子メールアドレス	※不審者情報等を配信しますので、できるだけご記入ください。

●注意事項

- 1 個人の住家等の場合は、事業所名・屋号欄は空欄で結構です。
- 2 店舗又は事業所等の場合は、事業所名・屋号欄に会社名又は屋号等をご記入のうえ、氏名欄に事業所等の代表者名をご記入ください。

●個人情報の利用について

この申込書に記載された個人情報は、下記の目的以外には使用いたしません。必ずよくお読みいただき、ご同意いただいたうえでお申込みくださいますようお願いいたします。

- 1 美浦村教育委員会がこどもを守る 1 1 0 番の家名簿に登録、管理するとともに、こどもを守る 1 1 0 番の家の活動のために利用します。
- 2 次の団体に対して、こどもを守る 1 1 0 番の家の活動のために、屋号、氏（姓）及び所在地の個人情報を提供することがあります。

①小学校、②稲敷警察署、③美浦村 P T A 連絡協議会、④美浦村社会福祉協議会、⑤美浦村区長会及び⑥その他教育長が認める団体

- 3 こどもを守る 1 1 0 番の家が美浦村ホームページ等で閲覧できるよう、登録情報をマップ（場所のみ、氏名は非掲載）に掲載し公開することがあります。

様式第 2 号（第 4 条関係）

こどもを守る 1 1 0 番の家指定解除届

美浦村教育委員会教育長 様

年 月 日

私は、こどもを守る 1 1 0 番の家の指定の解除を申出ます。

所在地	美浦村
会社名・屋号	
ふりがな 氏 名	
電話番号	
辞退の事由等	
解除の年月日	年 月 日

様式第3号（第6条関係）（表）

こどもを守る110番の家対応マニュアル

避難した児童等を保護した場合は、次のような対応をお願いします。

- 1 児童・生徒の身を保護してください。
- 2 次の通報事項を把握してください。
 - (1) 何があったのか。
 - (2) いつ発生したのか。
 - (3) 場所はどこか。
 - (4) けが等はないか。
 - (5) どんな人物か、人数は。
 - (6) 車のナンバーは。
- 3 児童・生徒の学校名、学年、組、氏名及び自宅の電話番号を確かめ、次のところへ通報してください。

●平日の日中の場合

(1) 警察へ

警察署名	電話番号
稲敷警察署	893-0110

(2) 該当する学校へ

学校名	電話番号
木原小学校	885-0120
安中小学校	886-0006
大谷小学校	885-2309
美浦中学校	885-0121

(3) 児童・生徒の家庭へ

●夜間又は休日の場合

(1) 警察へ

(2) 児童・生徒の家庭へ

(3) 該当する学校へ（学校の始業後に連絡してください。）

児童・生徒の家族等の引受者をしっかり確認し、経過を報告して、児童・生徒を預けてください。

様式第3号（第6条関係）（裏）

こどもを守る110番の家 聞き取り記録

（1）何があったのか ※該当するものに☑

- ☐ 連れ去り （腕をひっぱる，車に乗せようとする など）
☐ わいせつ （体に触れる，抱きつく など）
☐ 声かけ （お菓子や物を買ってあげる，遊びに行こうと声をかけられるなど）
☐ つきまとい（追いかける，立ちふさがる など）
☐ その他 （ ）

（2）いつ 発生したのか

年 月 日 時 分頃

（3）どこで 発生したのか

場 所：

目標物：

（4）児童・生徒 について

けが などの有無 ☐ なし
☐ あり（具体的に： ）

住 所：

氏 名：

電話番号：

学校名：

学年： 年生

（5）不審者 について

男・女（ ）人 年齢（ ）歳くらい 身長（ ）cmくらい
体格（ ☐肥満 ☐普通 ☐やせ ）型
服装 上（ ） 下（ ）
特徴（ ☐メガネ ☐サングラス ☐ひげ ☐帽子 ☐マスク ）
その他の特徴（ ）
逃走手段（ ☐徒歩 ☐自転車 ☐バイク ☐車 ）

（6）車 について

ナンバー（ ） 色（ ） 車のタイプ（ ）
その他車の特徴（ ☐2ドア ☐4ドア ） ハンドルの位置（ ☐右 ☐左 ）
逃走方向（ ）

※1 通報は，マニュアルの3番の要領をお願いします。

※2 記録は，わかる範囲の記載で結構です。

様式第4号（第8条関係）

子どもを守る110番の家名簿

番号	小学校区	郵便番号	住所	屋号	氏名	電話番号	受託日	解除日	備考

●注意事項

この名簿は、次の事項を遵守して適切に取り扱うこと。

- 1 子どもを守る110番の家の活動目的以外に利用し、又は公開しないこと。
- 2 他の団体等に名簿の写しを提供し、又は必要以上の複写を行わないこと。
- 3 名簿の写し及びその複写物は適切に管理し、所在を明らかにすること。
- 4 前各号に掲げるもののほか、教育長の指示に従うこと。

●提供先

この名簿は、次の団体が子どもを守る110番の家名簿提供依頼書（様式第5号）を提出した場合においてその写しを提供することができる（関係する通学区域に係る部分に限る。）。

- 1 小学校
- 2 稲敷警察署
- 3 美浦村PTA連絡協議会
- 4 美浦村社会福祉協議会
- 5 美浦村区長会
- 6 前各号に掲げるもののほか、教育長が子どもを守る110番の家の目的に資すると認める団体

様式第 5 号（第 8 条関係）

こどもを守る 1 1 0 番の家名簿提供依頼書

美浦村教育委員会教育長 様

年 月 日

こどもを守る 1 1 0 番の家名簿について、次のとおり個人情報の提供を依頼
します。

団体名	
団体代表者名	
名簿管理者	
依頼対象	
依頼理由	
複写枚数	
誓約事項	私は、こどもを守る 1 1 0 番の家名簿の提供を依頼するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。 1 提供を受けた個人情報は、目的以外に利用しないこと。 2 提供を受けた個人情報は、適切に管理すること。 3 本要綱に定めるもののほか、美浦村個人情報保護条例及び関連する法令を遵守すること。 年 月 日 団体代表者氏名 印 _____